

## 対象とならない教育訓練

教育訓練の実施目的が次に掲げるものに該当すると判断される場合は、補助金の対象となりません。カリキュラム全体のうち一部に含まれる場合も、その時間は補助対象となりませんので、実訓練時間数の算定から除外してください。

1	<p><b>職業、または職務に間接的に必要となる知識・技能を習得させる内容のもの（職務に直接関連しない訓練等）</b></p> <p>（例）普通自動車（自動二輪車）運転免許の取得のための講習 等</p>
2	<p><b>職業、又は職務の種類を問わず、職業人として共通して必要となるもの</b></p> <p>（例）接遇・マナー講習等社会人としての基礎的なスキルを習得するための講習 等</p>
3	<p><b>趣味教養を身につけることを目的とするもの</b></p> <p>（例）日常会話程度の語学の習得のみを目的とする講習、話し方教室 等</p>
4	<p><b>通常の事業活動として遂行されるものを目的とするもの</b></p> <p>（例）① コンサルタントによる経営改善の指導</p> <p>② 品質管理のマニュアル等の作成や改善又は社内における作業環境の構築や改善</p> <p>③ 自社の経営方針・部署事業の説明、業績報告会、販売戦略会議</p> <p>④ 社内制度、組織、人事規則に関する説明</p> <p>⑤ QC サークル活動</p> <p>⑥ 自社の業務で用いる機器・端末等の操作説明</p> <p>⑦ 自社製品及び自社が扱う製品やサービス等の説明</p> <p>⑧ 製品の開発等のために大学等で行われる研究活動</p> <p>⑨ 国、自治体等が実施する入札に係る手続き等の説明</p>
5	<p><b>実施目的が訓練に直接関連しない内容のもの</b></p> <p>（例）時局講演会、研究会、座談会、大会、学会、研究発表会、博覧会、見本市、見学会 等</p>
6	<p><b>法令等で講習等の実施が義務付けられており、事業主にとっても、その講習を受講しなければ事業を実施できないもの</b></p> <p>（例）労働安全衛生法に基づく講習（法定義務のある特別教育等）、道路交通法に基づき実施される法定講習 等</p> <p>※ただし、労働者にとって資格を取得するための法定講習等（建設業法の定める土木施工管理技士を取得するための訓練、社会福祉士及び介護福祉士法の定める介護福祉士試験を受けるための訓練等）は除く。</p>
7	<p><b>知識・技能の習得を目的としていないもの</b></p> <p>（例）意識改革研修、モラル向上研修 等</p>
8	<p><b>資格試験（講習を受講しなくても単独で受験して資格を得られるもの）、適性検査</b></p>